

令和8年度佐賀県障害者ピアサポート研修事業 業務委託に係るプロポーザル審査要領

この要領は、佐賀県が実施する令和8年度佐賀県障害者ピアサポート研修事業の委託事業者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査員の構成

企画提案の審査のため、関係者による審査員を設けるものとし、審査員の構成は次のとおりとする。

職名等		氏名
1	障害福祉課 課長（審査員長）	田中 芳和
2	障害福祉課 副課長	井原 康晴
3	障害福祉課企画担当 係長	井上 智宏
4	障害福祉課企画担当 主事	土谷 和紀
5	社会福祉法人蓮花の会 主任相談支援専門員	徳山 暁海

※ただし、審査実施時、人事異動等により審査員がその職にない場合、その職に相当する者が代わって審査を担当するものとする。

2 審査方法等

別表1「評価基準」により各審査員が評点をつけるものとする。

3 審査結果及び委託業者の決定

- (1) 審査結果は、評価基準ごとの各審査員の評点の総計の合計点を踏まえ、審査会の意見を聴取し、最終的に審査会長が最優秀者を決定する。
- (2) 最優秀者の合計点が、各審査員の持つ得点の満点の合計点の半分に満たない場合は、再度企画公募を行うこととする。
- (3) 最優秀提案事業者となるべき評価点の最も高い者が2者以上あるときは、実施体制等の評価点が高い者を最優秀提案事業者とする。
- (4) 最優秀者を決定後、当該企画提案者に対し、書面により採否を通知する。
- (5) その後、佐賀県財務規則をはじめ関係する諸規定に基づき、必要な手続きを経て正式に委託業者を決定するものとする。